

飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱

平成24年10月23日

飯塚市告示第376号

改正 H29-76、H31-72、R3-13

(目的)

第1条 この告示は、市内に居住する高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことができるよう日常生活支援及び介護支援を行い、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、飯塚市(以下「市」という。)とする。ただし、市は、事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(実施事業)

第3条 実施する事業及び事業内容等は、別表のとおりとする。

(利用の申請)

第4条 前条に規定する事業として実施するサービス(以下「サービス」という。)を利用しようとする者は、申請書に關係書類を添え、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条ただし書の規定により事業を委託している場合において、前項の規定によりサービスの利用を決定したときは、委託事業者にその旨を速やかに通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 前条第1項の規定によりサービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書に關係書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(利用の取消し)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用を取り消すことができる。

- (1) 利用者より廃止の申出があったとき。
- (2) 死亡又は転出したとき。

- (3) 6箇月以上サービスの利用がなかったとき。
- (4) 別表に定める各事業の対象要件を充たさなくなったとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けたとき。
- (6) その他市長がサービス利用の継続が適当でないとしたとき。

(返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けた者があるときは、その者が既に受領した助成金又はサービス利用により市が要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる告示(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

- (1) 飯塚市軽度生活援助事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第55号)
- (2) 飯塚市寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第57号)
- (3) 飯塚市高齢者住宅改造助成事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第61号)
- (4) 飯塚市高齢者福祉電話設置事業運営要綱(平成18年飯塚市告示第62号)
- (5) 飯塚市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第63号)
- (6) 飯塚市寝たきり高齢者等寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第65号)
- (7) 飯塚市高齢者ホームヘルプサービス事業実施要綱(平成19年飯塚市告示第87号)

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月16日 告示第76号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月12日 告示第72号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示による改正後の飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年1月21日 告示第13号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(H31-72全改)

1 軽度生活援助事業

事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等
<p>次に掲げるもののうち必要と認められる援助を行う。</p> <p>(1) 家屋内の大掃除</p> <p>(2) 庭の除草・草刈り</p> <p>(3) 生垣・庭木等の剪定</p>	<p>市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されているおおむね65歳以上の者(以下「おおむね65歳以上の市民」という。)で、かつ、在宅のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、かつ、世帯構成員全員の市民税が非課税であって、市長が必要と認める者であること。</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(以下「生保」という。)の者 60円/時間</p> <p>生保以外の世帯(以下「一般」という。)の者 120円/時間</p> <p>サービス提供に必要な原材料費、処分費、その他の実費は利用者負担とする。</p>	<p>家屋内の大掃除は、年1回まで8時間/回を限度とする。</p> <p>庭の除草・草刈りは、年2回まで4時間/回を限度とする。</p> <p>生垣・庭木等の剪定は、年1回まで4時間/回を限度とする。</p>

2 福祉電話設置事業

事業内容	対象要件	利用者負担金等
<p>コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話を貸与する。</p>	<p>おおむね65歳以上の市民で、かつ、在宅のひとり暮らし世帯、高齢</p>	<p>次に掲げるものを除く費用</p> <p>(1) 基本料金の半額</p>

	<p>者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する者であって、次の各号の要件をすべて満たし、市長が必要と認める者であること。</p> <p>(1) 世帯構成員全員の市民税が非課税であること。</p> <p>(2) 現に外部との通信手段を有しておらず、そのことが料金滞納等本人の責に帰すべき理由でないこと。</p>	<p>(2) 屋内配線使用料の半額</p> <p>(3) 電話機使用料の半額</p> <p>(4) ユニバーサルサービス料</p> <p>(5) 設置費用</p>
--	---	---

3 高齢者寝具乾燥及び洗濯事業

事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等
<p>在宅の高齢者に対し、その者の使用する寝具の乾燥及び洗濯を行うことにより、保健衛生の維持向上を図る。</p>	<p>おおむね65歳以上の市民で、かつ、在宅のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、寝たきり、虚弱、障がい、傷病及び住宅環境等</p>	<p>生保の者</p> <p>乾燥 140円/回</p> <p>洗濯 470円/回</p> <p>一般の者</p> <p>乾燥 280円/回</p> <p>ただし、枕のみ の場合は170円/回</p> <p>洗濯 940円/回</p>	<p>利用回数は、乾燥については月1回、洗濯については年2回(7月及び12月)を限度とする。</p> <p>乾燥における寝具の種類及び1回あたりの利用上限</p>

	<p>の理由で寝具の衛生管理が困難な者であって、市長が必要と認める者であること。</p>		<p>枚数は、敷布団2枚、マットレス1枚、毛布2枚、洋布団2枚、掛布団2枚、枕1個とする。</p> <p>洗濯における寝具の種類及び1回あたりの利用上限枚数は、敷布団2枚、マットレス1枚、毛布2枚、洋布団2枚、掛布団2枚とする。</p>
--	--	--	--

4 高齢者訪問理美容サービス事業

事業内容	対象要件	助成額等	利用回数等
<p>在宅の高齢者に対し、理容師等が自宅に訪問し理髪等のサービスを提供する。</p>	<p>おおむね65歳以上の市民で、かつ、要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者で、重度の寝たきり等のため外出が困難な者であって、市長が必要と認める者であること。</p>	<p>訪問サービス料1,700円/回を助成する。</p>	<p>利用回数は、2箇月につき1回、年6回を限度とする。</p>

5 高齢者住宅改造助成事業

事業内容	対象要件	助成額等	利用回数等
<p>在宅の高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者の居住</p>	<p>おおむね65歳以上の市民がいる世帯で、世帯構</p>	<p>助成額は、改造に要した額と助成基準額のいず</p>	<p>助成は、当該住宅につき1回限りとする。</p>

<p>に適するように改造する費用の一部を予算の範囲内において助成する。</p> <p>助成対象となる工事内容は、要介護認定において「要支援1～2」又は「要介護1～5」の認定を受けた者(この表において「要介護等認定者」という。)のいる世帯については、介護保険における住宅改修費の対象外となる工事内容、要介護認定において「非該当」の判定を受けた者で予防的見地から必要と認められる者又は要支援状態に準ずると認められる者(この表において「予防対象者」という。)のいる世帯については、介護保険における住宅改修費の対象となる工事内容とする。</p>	<p>成員全員の市民税が非課税であって、市長が必要と認める世帯であること。</p>	<p>れか低い額に助成率を乗じて得た額とする。</p> <p>助成基準額は、100,000円とする。</p> <p>助成率は、生保世帯10/10、その他の世帯9/10とする。</p>	<p>要介護等認定者と予防対象者のいずれもいる世帯については、申請者は介護保険における住宅改修費の対象外となる工事内容又は介護保険における住宅改修費の対象となる工事内容のいずれか一方の工事内容を選択する。</p>
--	---	---	--

備考

- (1) 助成の申請、決定前に工事に着手又は完了した工事に対しては、助成しない。

- (2) 介護認定の新規申請中である場合は、申請書は受理しない。
- (3) 介護保険における住宅改修費の利用が可能である場合は、介護保険における住宅改修費を優先的に活用するものとする。
- (4) 本サービスと同様の助成を受け一括で工事を施工しようとするときは、工事内容は明確に区分できるものでなければならない。

6 高齢者日常生活用具給付等事業

事業内容	対象要件	給付額等	利用回数等
<p>日常生活用具の購入後、その費用の一部を給付する。</p> <p>対象品目は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。</p> <p>(1) 電磁調理器 (2) 火災警報器</p>	<p>おおむね65歳以上の市民で、かつ、世帯構成員全員の市民税が非課税の世帯に属する在宅の要介護又は要支援認定を受けている者のうち、心身機能の低下に伴い防火に対する配慮が必要な者のうち、市長が認めた者であること。</p>	<p>給付額は、購入金額の9/10とし、給付基準額を限度とする。(1円未満切捨て)</p> <p>給付基準額は、電磁調理器は10,000円、火災警報器は3,000円とする。</p>	<p>給付対象となる台数は、各品目1世帯につき1台限りとする。</p>

備考

- (1) 申請書には、申請者宛の領収書の写しを添付するものとする。
- (2) 領収書は、購入した品目、内訳等が明確にされているもので、領収日は、申請日の属する月を基準として2箇月前のものまでを対象とする。